

1 [設問]

2
3 1. 立法措置①

4 (1) 立法措置①は、であるほ2条1号, 6条, 25条は、虚偽の表現
5 を流布する自由(憲法(以下略)21条1項)を侵害するものとして、違憲
6 とはいないか。

7 (2) まず、虚偽の表現については、内容が虚偽であることから保
8 護する価値はないとの反論が存在する。しかし、憲法21条1項は、
9 「その他一切の表現の自由」と規定していることから、内容にかかわ
10 りず、21条1項により、^{6条にり制約がある} 保障を受けらる。

11 (3) ^{6条にり制約がある} 更に、本案の成立により、虚偽の表現を流布した者は30万円
12 以下の罰金に処せられることとなる(法25条)。この点で、同自由の
13 ついての制約があるといえる。

14 (4) 形式的正当化

15 ア. それでは、虚偽表現を流布してはならない対象については、
16 「公益の利害に関する事実」とされているが、これは極めて漠然不明確
17 である)、明確性の原則に反しているか。

18 イ. 当該規定は一般人に向けられているため、一般人をして義務
19 への該当性を判断させることができるかを検討する。

20 ウ. これについては公益の利害とは人によってもその対象が異なるため、
21 不明確と指摘する反論が存在する。しかし、国政に関する選挙
22 が利害関係が国家レベルとなるものについての共通認識は、
23 国民レベルにおいてある程度共通している。

エ. しかしながら、当該規定をもって明確性の原則に反するとはいえない

第

問

第 問

(5) 実質的正当化

イ. 虚偽の表現については、真実の表現を流布するよりもその重要性は低下するとの反論が考えられる。もっとも、これについては、虚偽の表現が真実の表現を導く~~場合~~で虚偽の表現を通じて真実の表現の重要性を認識できる場合があることを否定できない。そうすると、虚偽の表現が直ちに重要性が低いとは言えない。

イ. さらに、立法措置①については虚偽の表現という内容面に着目する内容規制である。内容規制は恣意的な表現規制に陥りやすいものの慎重に判断する必要がある。

ウ. また、ほ25条には罰則も規定されているため、規制の強度も強い。

エ. 以上より、上記制約が正当化されるためには、③目的が中立的でまれぬもの(中立的)であり、④手段が必要最小限度であると判断する。

(6) イ. 本件では、虚偽の表現が流布されること社会的不安を防止することが目的であるとする。当該目的については、表現の自由の重要性をも鑑み、当該防止目的となっている危険が、現実かつ明白に生じ得る場合であると解する。

イ. そうにとすると、これについては亦に抽象的な危険性にとせず、中立的でまれぬものとは言えないとの反論が考えられる。

ウ. しかし、公共の利害に關わるものについては、社会的不安が生ずること影響力も大きく、それを取り除くのは困難であるといえる。したがって、不安が生ずる前に虚偽の表現が流布される段階で取り替える必要がある。当該時点をもって現実かつ明白とい

第 問

うことかできる(③ ^{充足} ~~不充足~~)

エ. 仮に③が成立しているとしても、手段は最小限度では無いとする反論が考えられる。

オ. 確かに、一律に流布を禁ずるのは過度のようにも思える。しかし、虚偽の表現の流布が禁じられるのは、公共の利害に関する事項であるためはい。そして、公共の利害に関する事項は、情報を見る者が公平かつ画一的に正しいものを獲得する必要があるといえる。

カ. したがって、手段としても過度では無いといえはい。よって、合意である。

2. 立法措置②

(1) 立法措置②である13条2項、26条はSNS事業者が有する虚偽表現を削除し得る自由を^{(2)侵害}侵害するものとして違憲でははいか。

ア. まず、虚偽表現を削除し得る自由については、SNS事業者^は自身^はが有する表現行為を削除されるべきものとして、意見表明^はすることを^か制限せられる~~ことも~~得るものであり、同自由は消極的表現の自由として保障されている。

消極的表現の自由については、保障を受けないという反論も考えられるが、当該法制が認められてしまえば、虚偽表現は、削除されるべき表現という固定観念を生じさせ、表現に対する萎縮効果が生じてしまう。

したがって、上記自由も保障される。

イ. 仮に、^{9条2項のり、罰則がある。}13条26条については~~罰則~~罰則も設けられており、同自由

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23

に對する判断も認められる。

7. 形式的正当化

(3) 9条2項は、規制対象の表現を「特定虚偽表現」として定めている。これ、この表現は9条1項に於いて、虚偽表現が明白である場合と、選挙の公正が著しく害されるおそれがあることが明白である場合として定めている。もともと、当該規定については漠然と不明確であり、明確性の原則に反している。

(4) この点についても、前述と同様に、一般人の視点から判断可能かと検討する。

(5) 虚偽表現であることが明白かどうかを判断する際には個人差もあるとの反論が考えられる。しかし、この点については、個人差によらずして、一般人の多数が虚偽と分かることを言い、その点で「明白」と定めている。したがって、当該規定の仕方をもって、明確性の原則に反するといえるのではない。

エ. 実質的正当化

(3) SNS事業者の有する表現は営利的表現にすぎず、その重要度は低いとの反論が考えられる。しかし、これについては、営利的な表現^{（対外）}ではなく公共の利害に関わる表現までも含む。この場合は、当該事業者は営利的な目的のみならず、それ以外の場合においても規制を受け得るものである。

したがって、事業者の表現行為という態様をもち直ちに重要度が低いとは言えない。

(4) これ、本件での^{規制}判断は、虚偽表現や選挙の公正に関わる

第 問

事項に着目して規制であり、内容規制でありといえる。前述の通り、内容規制については慎重に判断する必要がある。

(ウ) また、法26条の罰則も定められており、規制の強度も強い。

(エ) 以上を踏まえれば、前述と同様に、①目的が中むに中まれぬものであり、②手段が必要最小限度であるかを判断する。

本事件では、前述のとおりその選挙の公正は公共の利害に關する事項であり、これにつき虚偽表現が流布される時点で、現実の明白な危険が生じているといえる。そうすると、当該危険の防止のため、目的は中むに中まれぬものといえる(②充足)。

①は、~~仮に~~ ^{次に、} ①が充足であるとしても、~~②が充足であるとしても~~ SNS事業は虚偽表現を削除せよといはくとも、後から真実の表現を流布することによりその反論が考えられる。

しかし、この点については、虚偽表現を後から真実の情報で訂正するのは、SNSの拡散性を鑑み^{ると}、かえって情報が過剰となり混乱を招くおそれも生じかねない。

したがって、手段としても必要最小限度といえる。

本件では、上記自由との関係では、合意あり。

(2) 次に、立法措置②は、SNS利用者の有する虚偽表現を削除せよといはく自由(26条1項)を侵害するものとして、違憲ではないか。

了、同自由については、同様に保障を受ける。

1. SNS利用者は、削除することを強いられ、当該自由におい

1 制府があるといえる。

2 7. 形式的正当化

3 上記で述べたように、SNS利用者という一般人が見ても漠
4 然不明確とはいえない。

5 8. 実質的正当化

6 当該規制が行われる態様については、事業者と比べ^法26条
7 の罰則がはいっている。その他の部分はSNS事業者のとき
8 と共通する。そこで、合憲性判定基準についても、SNS事業者
9 のときと同様の基準に判断する。

10 ~~母~~ 本条 本件では、前条のとおり、社会的混乱を事前^に防ぐこと
11 は、中むれやまれぬ目的であるといえる(③充足)。

12 13. それでは、手段についてはどうか。

14 まず、事業者が虚偽表現の削除を強いられるのは、事業者
15 は強い影響力を持つ側として、公益性に資する立場側に
16 立つことが求められているからである。そうすると、影響力を鑑み
17 ても中むれを得はいと見える。一方、利用者にとっては、個人が
18 持ち合わせる影響力には限度があるものといえる。そして、
19 個人の情報^を発信においては、専門性が劣る部分もあり、
20 誤った情報^を発信を^してしまうことも、中むれを得はい部分もある。
21 したがって、利用者個人においても削除を強制的には
22 過度であると言わざるを得ない。

23 ~~母~~ 14. 15. SNS利用者の自由との関係では^も留意がある。

(3) 委員会の命令について、行政手続法が定める弁明機会

1 の申出中理由付記の要請については、必要はいえぬが、もし、
2 これが必要の場合は、これを怠ったこと、憲法31条違反があったと
3 いえぬが。

4 了。憲法31条については、刑事手続についての規定があるが、国民に
5 適正な手続の関与を示して、国民に権利を保障するといった趣
6 旨は行政手続についても及ぶ。しかし、行政手続については、刑
7 事手続と差異があることは否定し難く、その差態も憚るであらう。

8 そこで、手続の内容・性質、判的である権利の内容・性質、
9 程度などを考慮して判断する。

10 第 1. ~~本件~~ 行政手続で求められる事前の手続が求められる時
11 間を要するもの（例）、その利害の對象が専ら個人に及ぶ場合
12 と解らねばならない。本件の場合、利害関係人は SNS事業者、
13 利用者（個人）については多岐に渡り、SNSの拡散の
14 迅速性に鑑みれば、同手続を施す機会を設けるのが
15 困難といえる。

16 第 2. しむが、公益上緊急を理由をもて事前手続を不要とした
17 31条に反しない。

18 以上
19
20
21
22
23

（
第
問
）